

地域再生基本方針の一部変更について

〔令和6年 月 日〕
閣議決定案

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

4の5）③へ中「第10条第1項」を「第10条第1項」に改め、同a．中「第5条第15項第1号」を「第5条第15項第1号」に改め、同b．中「第5条第15項第2号」を「第5条第15項第2号」に改め、同c．中「第5条第15項第3号」を「第5条第15項第3号」改め、同⑬ロc．及びハc．中「第一号事業」を「第一号介護事業」に改め、同⑨ハ中「する」を「与える」に、同⑭イ中「第17条の36」を「第17条の36第1項」に改め、「できる。」の下に

「 認定市町村は、5の3）のとおり、法第19条に基づき地域再生を図るために行う事業等を行う地域再生推進法人を指定することができるが、地域住宅団地再生事業計画に係る業務を行う地域再生推進法人は、法第17条の37から第17条の39までに定めるとおり、認定地域再生計画に基づき地域住宅団地再生事業計画の素案を作成し、当該計画の作成又は変更の提案を行うことができる。」

を加え、同ロb．中「その他の当該区域」を「、集会施設その他の当該地域住宅団地再生区域」に改め、同e．中「公共交通機関の利用者の利便の増進」を「住民の交通手段の確保」に改め、同f．を次のように改める。

f．地域住宅団地再生区域への移住を希望する者への情報の提供、便宜の供与その他の当該移住を希望する者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項を記載する。

4の5）⑭ハ中「第17条の36第4項各号」を「第17条の36第5項各号」に、「第17条の37から第17条の41まで、第17条の45及び第17条の48から第17条の50まで」を「第17条の40から第17条の48まで、第17条の52及び第17条の53並びに第17条の56から第17条の58まで」に改め、同a．中「住宅団地再生建築物整備事業（）」を「住居専用地域建築物整備促進事業（地域住宅団地再生区域内の）」に改め、「促進する事業」の下に「であって、認定市町村が行うもの」を、「場合に」の下に「おいても」を、「とする。」の下に「加えて、住居専用地域の目的に適合させるために必要な措置の内容が定まっている場合にあっては、当該措置に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載し、利害関係を有する者からの意見を聴取し、建築審査会（同法第78条第1項に規定する建築審査会をいう。）の同意を得た上で、当該地域住宅団地再生事業計画を公表することで、同法第48条第15項の手続を省略できることとする。」を加え、「特別用途地区住宅団地再生建築物整備事業（）」を「特別用途地区建築物整備促進事業（地域住宅団地再生区域内の）」に、「地区計画等住宅団地再

生建築物整備事業（」を「地区計画等建築物整備促進事業（地域住宅団地再生区域内の」に改め、同 f. を同 k. とし、同 e. を同 i. とし、同 i. の次に次のように加える。

- j. 国土交通大臣の同意を得て住宅団地再生自家用有償旅客運送（地域住宅団地再生区域において認定市町村又は非営利の地域再生推進法人が行う住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るための自家用有償旅客運送であって、その路線又は運送の区域が当該地域住宅団地再生区域内に存するものをいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、当該事項に係る実施主体は、道路運送法の規定により、登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

4の5) ⑭ハ d. 中「第一号事業」を「第一号介護事業」に改め、同 d. を同 h. とし、同 c. を同 g. とし、同 b. 中「都市計画住宅団地再生建築物等整備事業」を「都市計画建築物等整備促進事業」に改め、「より」の下に「、地域住宅団地再生区域内において」を、「促進する事業」の下に「であって、認定市町村が行うもの」を加え、同 b. の次に次のように加える。

- c. 公告及び縦覧等の手続を経て特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業（診療所、介護施設、日用品販売店、老人福祉センターその他の地域住宅団地再生区域の住民の日常生活に必要な施設であって、当該施設が不足することにより当該住民の日常生活に支障が生ずるおそれがあるもの（以下「特定施設」という。）の用途に供する建築物（以下「特定建築物」という。）の整備が必要とされる地域住宅団地再生区域内の区域（以下「特定区域」という。）において、住宅である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更することにより当該建築物を特定建築物とすること（当該変更により当該特定建築物が建築基準法第52条第1項、第2項又は第7項の規定に適合しないこととなる場合に限る。）を促進する事業であって、認定市町村が行うものをいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日以後は、当該事項に係る特定区域内の建築物の部分について、住宅団地再生を図るためにやむを得ず、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと特定行政庁が認める場合には、同条第6項の規定を読み替えて適用し、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しないものとする。
- d. 公告及び縦覧等の手続を経て特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業（特定区域において、学校である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更することにより当該建築物を特定建築物とすること（当該変更により当該特定建築物が建築基準法第55条第1項の規定に適合しないこととなる場合に限る。）を促進する事業であって、認定市町村が行うものをいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事

業計画が公表されたときは、当該公表の日以後は、当該建築物について、住宅団地再生を図るためにやむを得ず、かつ、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと特定行政庁が認める場合には、同条第4項の規定を読み替えて適用し、引き続き建築物の高さ制限を適用しないこととする。

- e. 特定区域学校用途変更特定施設運営事業（特定区域において、特定建築物（学校である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更することにより整備されたものであって、当該認定市町村における地方自治法第238条第4項に規定する普通財産であるものに限る。）に設けられた特定施設を運営する事業であって、非営利の地域再生推進法人が行うものをいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該地域再生推進法人は、地域住宅団地再生事業計画に記載した実施期間内に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載した条件に基づき当該特定建築物及びその敷地を使用することができる。
- f. 公園管理者の同意を得た特定区域都市公園活用生活利便確保事業（特定区域内の都市公園において、日用品に係る露店、商品置場その他の住宅団地再生を図るために必要な施設を設置し、及び管理する事業をいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日から起算して2年以内に、当該事項に係る実施主体から当該事項に係る都市公園の占用について許可の申請があったときは、公園管理者は、地域再生法施行令第20条で定める技術的基準に適合する場合に限り、その占用の許可を与えるものとする。

4の5) ⑮イ中「第17条の54」を「第17条の62」に改め、同⑯イ中「第17条の56第1項」を「第17条の64第1項」に改め、同ロ中「第17条の57第1項」を「第17条の65第1項」に改め、同ハ中「第17条の58」を「第17条の66」に改め、同⑰中「第17条の59」を「第17条の67」に改め、同⑱中「第17条の60」を「第17条の68」に改め、同㉑中「第17条の61」を「第17条の69」に改め、同㉒中「第17条の62」を「第17条の70」に改める。

別表を別紙のように改める。

附 則

この基本方針の変更は、地域再生法の一部を改正する法律(令和6年法律第17号)の施行の日(令和6年10月1日)から施行する。

別 紙

別表（地域再生計画と連動する施策）

（※１）地域再生計画と連動する方法欄について、「支援要件」は地域再生計画の認定を受けることが支援の要件となる施策、「特別支援」は地域再生計画の認定を受けた場合に採択要件の緩和や補助率のかさ上げなどの特別な支援が受けられる施策、「優先採択」は地域再生計画の認定を受けた場合に優先採択や加点点措置などの重点的な支援が受けられる施策、「その他」はその他の方法により連動する施策。

（※２）プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。

（※３）特定政策課題の欄について、地域再生基本方針３の３）特定政策課題の具体的テーマの設定①のイを「健康まちづくり」、①のロを「郊外団地再生」、①のハを「中山間地域」、②のイを「６次産業化」、②のロを「再生可能エネルギー」としている。

施 策 名	施 策 概 要	府 省 庁 名	地域再生計画と連動する方法				プログラム分類								特定政策課題のテーマ分類				
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外団地再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー
まち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）及び地方創生拠点整備タイプ）	デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図る観点から、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援するため、予算の範囲内で、交付金を交付する。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地方創生応援税制（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例）	認定地域再生計画に記載されている、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対して、課税の特例措置を講ずる。	内閣府	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎				◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎					
特定地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている特定政策課題の解決に資する事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎				◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講ずることにより、対象事業の充実を図る。	内閣府	◎				◎	◎		◎	◎				◎		◎	◎	◎
特定地域再生事業に係る地方債の特例	施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講ずる。	内閣府 総務省	◎											◎	◎	◎	◎	◎	◎
地方における本社機能を有する拠点の強化を行う事業者に対する特例	地方において本社機能を有する拠点の強化を行う地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者等に対して、債務保証、課税の特例及び減収補てんの特例措置を講ずる。	内閣府 総務省 厚生労働省 経済産業省	◎				◎				◎								
地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	認定市町村が、認定市町村の議会の議決及び公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画を認定したときは、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、都市公園の占用に関する特例措置を講ずる。（※併せて、地域再生計画及び地域来訪者等利便増進活動計画に、地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収し、これを地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、交付金として交付する措置の内容について記載する必要あり。）	内閣府 国土交通省	◎				◎	◎		◎	◎		◎						
商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された商店街活性化促進事業計画を作成したときは、商店街振興組合の設立要件の緩和、中小企業への資金調達面での支援等の特例措置を講ずる。	内閣府 経済産業省	◎				◎				◎								
地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置	市町村が、認定地域再生計画に記載された①基幹集落に生活サービス機能を集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成に関する事項 ②農用地等の保全及び利用に関する事項について、協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について農地転用許可、農用地区域の変更基準、開発許可等の特例措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省	◎				◎	◎		◎	◎						◎	◎	◎

施 策 名	施 策 概 要	府 省 庁 名	地域再生計画と連動する方法				プログラム分類								特定政策課題のテーマ分類				
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外国地再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー
過疎地域持続的発展支援交付金	過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業等を支援する過疎地域持続的発展支援事業、過疎地域の集落再編を図るための過疎地域集落再編整備事業、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業及び集落の継続的な維持・活性化を図るための過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について、その経費の全部又は一部を交付する。	総務省			◎			◎		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎
公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく先買い制度により取得された土地を供することができる事業の対象に、当該土地が取得後10年を経過している等の要件を満たす場合に限り、認定地域再生計画に記載された事業を追加する。	総務省 国土交通省		◎										◎					
外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件（在留実績期間）の緩和を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省	◎								◎	◎							
外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者については、入国・在留諸申請の優先処理を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省			◎						◎	◎							
地域雇用活性化推進事業	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。 当該取組が地域再生計画に位置付けられている場合、選定に当たって一定程度配慮する。	厚生労働省			◎		◎												
地域若者サポートステーション事業	若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地域若者サポートステーション（以下、「サポステ」という。）事業として、NPO等を活用し、全国において以下の支援を実施する。 ・職業的自立に向けての専門的相談支援 ・サポステの支援を受けて就職した者等に対する就労後の定着・ステップアップ支援 ・合宿を含む集中的な訓練	厚生労働省		◎			◎	◎	◎										
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地域における安定的な雇用機会の増大を図る事業に限る。）に関連する寄附を行い、当該事業が実施される地方公共団体の区域内に事業所を設置・整備の上、地域求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対しても、一定額を助成する。	厚生労働省		◎			◎												
経営体育成総合支援事業	漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援する。	農林水産省			◎		◎		◎										
地域食品産業連携プロジェクト推進事業	地域の農林水産物を有効活用するため、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が、それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置して、地域の社会的課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みを構築する取組を支援する。	農林水産省			◎					◎	◎							◎	
オープンイノベーション研究・実用化推進事業	我が国の農林水産・食品産業の競争力を強化し飛躍的に成長させていくため、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出していくイノベーションの創出に向け、『「知」の集積と活用』による研究開発を重点的に推進する提案公募型研究事業。 地域再生計画において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題については、採択に当たって一定程度配慮する。	農林水産省			◎						◎	◎						◎	◎

施 策 名	施 策 概 要	府 省 庁 名	地域再生計画と連動する方法				プログラム分類								特定政策課題のテーマ分類				
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外・団地再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー
農山漁村振興交付金	少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。当該施策が地域再生計画に位置付けられている場合、公募・選定等に当たり配慮する。	農林水産省			◎		◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎	
中小企業活性化協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業活性化協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁	◎								◎								
地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	地域の諸課題(社会インフラの老朽化、少子高齢化、気候変動に伴う災害など)の解決に資するための研究開発のテーマを国が示し、そのテーマに対し、民間企業や大学等の研究開発提案を公募し、より効果的・効率的な研究開発に対し助成を行う競争的資金制度。産学官の連携等により、地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して先駆的に行う研究開発であり、かつ、他地域への応用性のある建設技術の研究開発課題を対象に公募を実施。地域再生計画に位置づけられたものについて配慮する。	国土交通省			◎							◎				◎	◎		
地域公共交通確保維持改善事業	地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の維持・確保を図るため、官民、交通事業者間、医療機関等の他分野との共創やMaaSのさらなる高度化を推進するプロジェクトとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。	国土交通省			◎					◎			◎		◎	◎	◎		
住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）	居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備等に対して支援する。	国土交通省		◎			◎	◎		◎						◎			
生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業の実施に当たり、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、サービス付き高齢者向け住宅の入居者についての要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象とする。	国土交通省 厚生労働省		◎			◎	◎		◎	◎			◎	◎				
地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。	国土交通省 内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省			◎									◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。	環境省			◎								◎						◎